

令和2年11月11日

会員所属企業 御中

山口県土木施工管理技士会
会長 勝井 優

山口県土木施工管理技士会表彰対象者の申請について(ご案内)

このことについて、表彰規程及び表彰規準により下記のとおり申請いただきますようお願い申し上げます。

記

1 表彰対象者

山口県土木施工管理技士会正会員(個人)で、別紙の「表彰規程」、「表彰規準」に該当する方。

なお、10年間は同一の賞に限り再度の表彰は行わない旨、規準に記載がありますのでご留意下さい。

2 表彰申請の種類

(1) 表彰規程第2条(1) 優秀技術賞

該当工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人の中より1名

(2) 表彰規程第2条(2) 社会貢献賞

該当の「防災エキスパート」、「斜面判定士」、「被災宅地危険度判定士」等土木技術を活用したボランティア活動に参加した者

(3) 表彰規程第2条(3) 技術振興賞

該当の土木施工管理に関する論文等を公開の場で発表、又は刊行物に掲載された者

3 対象期間

対象期間は、令和2年1月から令和2年12月までのもの

4 申請様式

別紙様式(表彰申請書)による 「山口県技士会ホームページからダウンロード出来ます。」

5 申請先

技士会本部事務局へFAXで送付して下さい。 (FAX : 083-923-7101)

6 申請期限

令和2年12月18日(金)

7 受賞の決定及び表彰

1月中旬開催予定の表彰委員会の審議を経て決定します。

決定後、別途ご案内の上、令和3年度通常総会において表彰します。

8 問合せ先

山口県土木施工管理技士会 事務局長 中西利雄

TEL:083-922-2633・FAX:083-923-7101・E-mail: y-gishikai.35@yamaken.or.jp

山口県土木施工管理技士会表彰規程

(趣旨)

第1条 山口県土木施工管理技士会(以下「本会」という。)の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 会長は、会員が次の各号に該当するときは、この規程の定めるところにより表彰する。

- (1) 優秀技術賞
優良工事等として表彰を受けた工事に土木技術者として従事し、他の模範となる者
- (2) 社会貢献賞
土木技術を活用したボランティア活動に積極的に参加し、特にその功績が顕著な者
- (3) 技術振興賞
土木施工管理に関する技術の向上に努め、その功績が顕著な者
- (4) 特別功労賞
土木施工管理技士の社会的地位の向上に特別の功労のあった者

(表彰委員会)

第3条 表彰の実施に関する事項を審議するため、表彰委員会を置く。

- 2 委員長は本会会長、委員は本会企画運営委員会及び技術委員会の正副委員長、専務理事をもって充てる。
- 3 審議事項は、受賞者の決定及び表彰の実施に関するその他の事項とする。

(表彰)

第4条 表彰は、通常総会において表彰状等を授与して行う。

(表彰の規準等)

第5条 表彰の規準及び申請手続きは、別に定める。

(付則)

この規程は、平成11年2月8日から施行する。
平成24年3月7日改正。

山口県土木施工管理技士会表彰規準

山口県土木施工管理技士会表彰規程(以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、表彰の規準等を次のとおり定める。

1 規程第2条(表彰の基準)該当者

(1) 優秀技術賞該当者は、国、公団、地方公共団体等の公共工事発注機関から優良工事等として表彰を受けた工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した者のうち、1工事につき1名とする。

(具体事例)

国土交通省においては「中国地方整備局長表彰」及び「出先事務所長表彰」、山口県においては「県知事表彰」を対象とする。なお、一部の県出先機関や市町における表彰制度があるが、県内全域の統一的な表彰制度でないため、対象としない。

- (2) 社会貢献賞該当者は、「防災エキスパート」、「斜面判定士」、「被災宅地危険度判定士」等、土木技術を活用したボランティア活動に参加した者とする。
- (3) 技術振興賞該当者は、土木施工管理に関する論文等を公開の場で発表し、又は刊行物に掲載された者とする。
- (4) 特別功労賞該当者は、本会会長として10年以上(副会長経歴を含む。)にわたって在職した者、又は特別な功労があったとして本会会長が推薦する者とする。

2 他団体表彰との調整及び再度の表彰

(1) 規程第2条(1)から(3)までに該当し、(社)全国土木施工管理技士会連合会から表彰を受けた者については、重複して表彰しないものとする。

なお、(社)全国土木施工管理技士会連合会表彰受賞者に対しては、本会から記念品を贈呈するものとする。

(2) この表彰規程により既に受賞した者については、10年間は同一の賞に限り再度の表彰は行わないものとする。

3 申請手続き及び審査

(1) 申請手続きは、規程第2条(1)から(3)までに該当する者が所属する事業所の代表者が別紙「表彰申請書」を本部事務局に提出するものとする。

(2) 本部事務局は、その者が広く賞揚するに値すると認めるときは「表彰申請書」を本会会長に進達し、表彰委員会においてこれを審査するものとする。

(付則)

この規程は、平成11年2月8日から施行する。
平成24年3月7日改正